

公租公課

平成27年10月8日
沖縄電力株式会社

1. 公租公課の概要

- 公租公課は、各税法等（地方税法、電源開発促進税法、法人税法等）の定めるところにより、需要想定や設備投資などの前提計画に基づき算定しております。
- 今回の託送原価算入額は、制度変更影響等の増加要因により、前回託送原価に比べて6億87百万円増加し、57億74百万円となっております。

（単位：百万円）

	①申請原価 (H28～30平均)	②現行原価 (H20)	差引(①-②)	主な増減要因
水 利 使 用 料	—	—	—	
固 定 資 産 税	1,672	1,415	256	制度変更影響等による増加
雑 税*	54	67	▲ 12	産業廃棄物税等の減に伴い減少
電源開発促進税	2,897	2,827	71	販売電力量の増加
事 業 税	864	579	285	事業税対象原価の増加
法 人 税 等	287	200	87	制度変更影響等による増加
合 計	5,774	5,087	687	

* 県市町村民税、事業所税、印紙税など

註：四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。（以下同様）

2. 固定資産税

- 固定資産税は、平成27年1月1日時点の課税標準を基準に、設備投資計画に基づく増減を反映して算定しております。

(単位: 百万円)

項 目	H28～30 平均	備 考
火 力	264	税率は1.4%で算定 課税標準は、土地・家屋・償却資産別に算定 先行投資資産や体育施設等に関する固定資産税は、審査要領等を踏まえ、原価不算入とした
新 エ ネ	3	
送 電	355	
変 電	223	
配 電	761	
業 務	66	
合 計	1,672	

※地方税法や沖縄振興特別措置法等による税制上の減免措置(1,093百万円)を反映しております。

3. 雑税

- 雑税には、印紙税や県市町村民税、控除対象外消費税などが含まれており、それぞれの税法および法令にしたがって、需要想定や設備投資などの前提計画や、過去実績に基づいて算定しております。

(単位:百万円)

	H28～30 平均	備考
印紙税	22	
県市町村民税	13	法人の均等割額
控除対象外消費税	9	
事業所税	4	那覇市のみ対象
不動産取得税	4	
その他	2	自動車諸税、軽油引取税など
合 計	54	

4. 電源開発促進税

- 電源開発促進税は、需要想定に基づく課税対象電力量に、税率:0.375円/kWhを乗じて算定しております。

(単位: 百万kWh、円/kWh、百万円)

	H28～30 平均	備考
課税対象電力量	7,726	需要想定を基に算定
(再掲)販売電力量	7,716	供給区域需要(停止中所内電力を除く)
税率	0.375	
合 計	2,897	

《参考》課税対象電力量の算定式

課税対象電力量＝販売電力量＋発電所所内電力量※＋変電所所内電力量

※ 発電所所内用電力量のうち1/100相当。

5. 事業税

- 事業税は、地方税法の定めるところにより、収入金額から一部収入などを控除することにより算出した課税対象額に、税率を乗じて算定しております。

(単位:百万円)

		H28～30 平均	備 考
収入	a	71,606	事業税計上前託送原価＋電気事業雑収益＋電灯電力料(離島非NW分)
控除項目	b	523	他社購入電力料＋貸倒損(発生額)＋電気事業雑収益※ ※一部のみ対象
課税対象	c=a-b	71,083	
税率(%)	d	1.3	
事業税	e=c*d	864	

※沖縄振興特別措置法等による税制上の減免措置(73百万円)を反映しております。

6. 法人税等

- 法人税は、料金算定省令にしたがい、発行済株式数および一株あたり60円の配当金額を元に算定しております。

(単位: 百万株、円/株、百万円)

	H28～30 平均	備考
期末発行済株式数 a	26	自己株式を除く
一株あたり配当金 b	60	
配当金 c=a*b	1,572	
実効税率(%) d	28.2	
配当所要利益 e=c/(1-d)	2,190	
法人税等 f=d*e	618	電気事業全体に係る法人税等
法人税等(託送) g	287	送配電事業に係る法人税等
配分比率 h=g/f	0.46	

《参考》料金算定省令 第四条 第四項 十一

法人税等 発行済株式(自己株式を除く。)の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法(平成十七年法律第八十六号)の定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)及び地方税法(道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。)の定めるところにより算定した額の原価算定期間における合計額